

4 賞与の税額の求め方(前月の給与がない場合:「月額表」適用)

[計算手順]

- ① 社会保険料控除後の賞与の金額を求める。
- ② ①の金額を6で除す(その賞与の計算期間が6か月を超える場合は12で除す)。
- ③ ②の金額を月額表に当てはめて税額を求める。
- ④ ③で求めた税額を6倍(又は12倍)したものが、源泉徴収税額になります。

[計算例] 扶養控除等(異動)申告書提出あり

1 賞与の額	907,800円
2 賞与から控除する社会保険料等	138,500円
3 源泉控除対象配偶者	なし
控除対象扶養親族	1人

- 答 ① 社会保険料等控除後の賞与の金額
 $907,800円 - 138,500円 = 769,300円$
- ② 1か月当たりの金額
 $769,300円 \div 6 \approx 128,216円$
 (1円未満切捨て)
- ③ ②の金額を月額表に当てはめた税額
 (扶養親族等の数 1人) 530円
- ④ ③の税額を6倍した金額(源泉徴収税額)
 $530円 \times 6 = 3,180円$

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶 養 親 族			
		0 人	1 人	2 人	3 人
以 上	未 満	税			
円	円	円	円	円	円
117,000	119,000	1,640	0	0	0
119,000	121,000	1,750	20	0	0
121,000	123,000	1,850	220	0	0
123,000	125,000	1,950	330	0	0
125,000	127,000	2,050	430	0	0
127,000	129,000		530	0	0
129,000	131,000	2,260	630	0	0
131,000	133,000	2,360	740	0	0
133,000	135,000	2,460	840	0	0
135,000	137,000	2,550	930	0	0

5 賞与の税額の求め方(前月給与の10倍を超える場合:「月額表」適用)

[計算手順]

- ① 社会保険料控除後の賞与の金額を6 (その賞与の計算期間が6か月を超える場合は、12) で除す。
- ② ①の金額と前月の社会保険料控除後の給与の金額との合計額を求める。
- ③ ②の金額を月額表に当てはめ、税額を求める。
- ④ 前月の社会保険料控除後の給与の金額を月額表に当てはめ、税額を求める。
- ⑤ ③の額から④の税額を控除した金額に、6倍 (又は12倍) したものが、源泉徴収税額になります。

[計算例] 扶養控除等(異動)申告書提出あり

1 前月中の社会保険料控除後の給与の金額	169,531円
2 賞与の額(計算期間は6か月)	1,923,000円
3 賞与から控除する社会保険料等	254,938円
4 源泉控除対象配偶者	なし
控除対象扶養親族	1人

- 答 ① 社会保険料等控除後の賞与の金額を6で除した金額
 $(1,923,000円 - 254,938円) \div 6 \approx 278,010円$
- ② ①の金額+前月給与の額
 $278,010円 + 169,531円 = 447,541円$
- ③ ②の金額を月額表に当てはめた税額
 (扶養親族等の数 1人) 17,190円
- ④ 前月給与の金額を月額表に当てはめた税額
 (扶養親族等の数 1人) 2,070円
- ⑤ $(\text{③の税額} - \text{④の税額}) \times 6$ の金額(源泉徴収税額)
 $(17,190円 - 2,070円) \times 6 = 90,720円$

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		扶 養 親			
		0 人	1 人	2 人	3
以 上	未 満	税			
円	円	円	円	円	
440,000	443,000	20,090	16,700	13,470	
443,000	446,000	20,580	16,850	13,710	
446,000	449,000	21,070	17,190	13,960	
449,000	452,000	21,560	17,440	14,200	
452,000	455,000	22,050	17,680	14,450	

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		扶 養 親			
		0 人	1 人	2 人	3
以 上	未 満	税			
円	円	円	円	円	
167,000	169,000	3,620	2,000	390	
169,000	171,000	3,700	2,070	460	
171,000	173,000	3,770	2,140	530	
173,000	175,000	3,840	2,220	600	
175,000	177,000	3,910	2,290	670	

VI 年末調整

給与等の支払者が、その年最後に給与等の支払をする際、給与等の支払を受ける各人別に、その年中に源泉徴収をした所得税等の合計額と、その年中の給与等の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うこと

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与等の支払をする際に行う

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与等は、年末調整の対象となりません。

- (1) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人
- (2) その年中に支払を受ける給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- (3) 年の中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

など

3 年末調整の手順

年末調整の手順については、国税庁ホームページに掲載している「年末調整のしかた」を参照してください。

VII 報酬・料金等の源泉徴収

居住者又は内国法人に対し、報酬料金等の支払をする者は、その支払の際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

報酬・料金等であっても、給与所得又は退職所得に該当するものについては、それぞれ給与所得又は退職所得としての源泉徴収を行うこととなります。

報酬・料金等又は契約金は、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払われても、源泉徴収をする必要があります。

交通費や宿泊費などについては、役務を提供する人に支払うのではなく交通機関やホテル等に直接支払われ、かつ、その金額が通常必要であると認められる範囲のものであれば、源泉徴収をしなくて差し支えありません。

請求書等により報酬・料金等の金額と消費税等の額が明らかに区分されている場合は、報酬・料金等のみを源泉徴収の対象として差し支えありません。

居住者に対して支払う報酬・料金等

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
1 弁護士、税理士などの業務に関する報酬・料金 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金	支払金額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
2 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金	(支払金額－1万円)×10.21%
3 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金	{その月中の支払金額－12万円－その月中の給与等の額}×10.21%
4 原稿料、講演料など 原稿料、挿絵料、作曲料、レコードやテープの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権の使用料、著作権隣接権の使用料、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、投資助言業務に係る報酬・料金、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬など	支払金額×10.21%
5 次に掲げる職業運動家等の業務に関する報酬・料金 職業野球の選手、プロサッカーの選手、プロテニスの選手、プロレスラー、プロゴルファー、プロボウラー、自動車のレーサー、競馬の騎手、モデルなど	ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
6 芸能人などに支払う出演料等 (注) 一般の人に支払うラジオやテレビ放送の出演料も含まれます。	
7 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金	
8 プロボクサーの業務に関する報酬・料金	(支払金額－5万円)×10.21%
9 バー・キャバレー等のホステス、パンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金	(支払金額－控除額)×10.21% (注) 控除額＝(5,000円×支払金額の計算期間の日数)－その計算期間の給与等の額
10 役務の提供を約すること等により一時に支払う契約金 (注) 例えば、技術者を採用する際に支払う支度金など	支払金額×10.21% ただし、同一人に対し1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については、20.42%
11 事業の広告宣伝のための賞金	(支払金額－50万円)×10.21%
12 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	(その月中の支払金額－20万円)×10.21%
13 馬主に支払う競馬の賞金	{支払金額－(支払金額×20%＋60万円)}×10.21%

VIII 退職所得の源泉徴収事務

1 退職所得の源泉徴収事務手順

① 退職者から「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受ける
② 「申告書」に記載されている勤続年数などに基づいて退職所得控除額を求める
③ 退職所得の区分に応じ、課税退職所得金額を求める
④ 課税退職所得金額に基づき、「源泉徴収税額の速算表」により「税額」を求める。
⑤ 退職手当等を支払う際に、税額を源泉徴収して納付する。

2 退職所得の範囲

退職所得とは、退職したことに基因して一時に支払われる退職手当や退職金、一時恩給などを行います。

なお、死亡したことにより退職した人に支払う退職手当等は、通常その遺族の相続税の課税対象となりますので、所得税は課税されません。

3 退職手当等の区分

課税退職所得金額の算式の表（令和4年分）

退職手当等の区分	課税退職所得金額
一般退職手当等 ^(注1) の場合	$(\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
短期退職手当等 ^(注2) の場合	① 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 ≤ 300万円の場合 $(\text{短期退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$
	② 短期退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額 > 300万円の場合 $150\text{万円} + \{\text{短期退職手当等の収入金額} - (300\text{万円} + \text{退職所得控除額})\}$
特定役員退職手当等 ^(注3) の場合	特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額

(注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち、特定役員退職手当等及び短期退職手当等のいずれにも該当しないものをいいます（所法 30⑦）。

2 短期退職手当等とは、短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であることをいい、この勤続年数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算します。）に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます（所法 30④、所令 69の2①③）。

3 特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数（以下「役員等勤続年数」といいます。）が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます（所法 30⑤、所令 69の2②）。

(※) 1 課税退職所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 本年中に、一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の課税退職所得金額の計算方法などについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載している「短期退職手当等 Q & A」をご確認ください。

4 退職所得控除額

退職所得控除額は、一般退職の場合、原則、退職した人が就職してから退職するまでの勤続年数に応じて、次表の算式により計算します。

勤続年数	退職所得控除額
20 年以下の場合	40万円×勤続年数
20 年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

- (注) 1 勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とします。
 2 計算した退職所得控除額が80万円未満の場合には、80万円とします。
 3 障害者となったことに直接基因して退職した場合には、一般の退職の場合の金額に一律100万円を加算した金額を退職所得控除額とします。

5 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額 ^①	所得 税率 ②	控除額 ^③	税額 = (A × B - C) × 102.1%
1,950,000 円以下	5%	—	(A × 5%) × 102.1%
1,950,000 円超 3,300,000 円 "	10%	97,500 円	(A × 10% - 97,500 円) × 102.1%
3,300,000 円 " 6,950,000 円 "	20%	427,500 円	(A × 20% - 427,500 円) × 102.1%
6,950,000 円 " 9,000,000 円 "	23%	636,000 円	(A × 23% - 636,000 円) × 102.1%
9,000,000 円 " 18,000,000 円 "	33%	1,536,000 円	(A × 33% - 1,536,000 円) × 102.1%
18,000,000 円 " 40,000,000 円 "	40%	2,796,000 円	(A × 40% - 2,796,000 円) × 102.1%
40,000,000 円 "	45%	4,796,000 円	(A × 45% - 4,796,000 円) × 102.1%

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。